

共同親権「子の利益」で判断

離婚後 家裁、父母対立時

家族法制の見直しを検討している法制審議会（法相の諮問機関）の部会が29日開かれ、離婚後の共同親権を定める判断枠組みが示された。父母双方の協議で共同親権か単独親権かを決め、意見対立時は裁判所が「子の利益」の観点から裁定する。同時に不適切な共同親権を排除する仕組みも設ける。議論は最終盤に差し掛かっており、部会は年内にも民法改正の要綱案を取りまとめた考えだ。

法制審部会 たたき台

要綱案のたたき台はまず、これまで条文上明らかでなかった共同親権のルールを明確化した。婚姻中でも離婚後でも、共同親権中は「父母は共同して親権を行使する」としつつ、親権の

親権

未成年の子に対して親が持つ権利と義務。主に、子の身の回りの世話（監護）や教育、子の居所指定をする「身上監護」と、子の財産を管理する「財産管理」からなる。民法は818条で「父母の婚姻中は、父母が共同して行う」として婚姻中の共同親権を定める。一方、819条で「父母が離婚をするときは、一方を親権者と定めなければならない」として離婚後の単独親権を規定している。

こうした仕組みを整理した上で、たたき台は、父母間で話し合っても、離婚後の共同親権を選ぶことも、選

はないこともできるように案を提案した。協議が整わなければ家裁の審判で親権者を決める。裁判を通じて離婚をする場合も、父母と子、父母相互の関係を踏まえ、裁判所が共同親権か、単独親権かを裁定する。

法制審の部会で示された離婚後の親権制度案

	現行	たたき台
協議離婚	話し合いで別れる 協議で父母の一方を親権者と定める	協議で父母の双方、または一方を親権者と定める
裁判上の離婚	裁判所が父母の一方を親権者と定める	裁判所が父母の双方、または一方を親権者と定める
親権の行使	親権を持つ一方の父母が単独で行使	共同親権の父母は共同行使だが、監護・教育は単独行使も可。親権行使で意見対立時は家裁が判断

の力関係によって一方の親が共同親権を強いられ、共同親権によって家庭内暴力（DV）や虐待が離婚後も継続したりする懸念が指摘された。

離婚ができることした。また、子や親族の求めで家裁が親権者を変更できるとする規定も盛り込んだ。「暴行や有害な言動がある」「共同親権によって円滑な親権行使が難しくなった」といった事情で子の利益が損なわれていれば離婚後の共同親権から単独親権に見直されるとみられる。

父母が離婚後の共同親権を選んだ上で、どちらかが子の監護・教育、子の居所指定を単独で決める「監護者」になることができるという案も入った。ただし監護者ではない親も監護者を妨げない範囲で子の監護・教育が可能と明記した。

【飯田憲】

一方、これまでの部会審議では一部委員から、父母

共同親権の父母は共同行使だが、監護・教育は単独行使も可。親権行使で意見対立時は家裁が判断